

川口市監査告示第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年12月 2日

川口市監査委員	小	川	春	海
同	星	野	隆	男
同	杉	本	佳	代
同	江	袋	正	敬

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

子ども部

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成30年2月1日～平成30年2月28日

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)未収金	ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3)補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか

(4) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5) 財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

4 監査の対象期間

平成 30 年 9 月 1 日～令和元年 8 月 31 日

5 監査の実施期間

令和元年 10 月 1 日～令和元年 10 月 28 日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

[子ども総務課]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

(ア) 社会福祉審議会委員報酬

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 保育所等整備交付金等

イ 契約事務

(ア) 第 2 期川口市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務等の委託契約

(イ) 電子複写機等の賃貸借契約

ウ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[子ども育成課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 母子父子寡婦福祉資金貸付金回収金
- (イ) 過年度児童扶養手当返還金等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 母子・父子自立支援員報酬
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 赤ちゃんにっこり応援金等の補助金等
- (オ) 児童手当等の扶助費
- (カ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ウ 契約事務

- (ア) 子どもの生活・学習支援事業業務等の委託契約
- (イ) 開封機等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

[子育て相談課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 助産施設入所者負担金

イ 支出事務

- (ア) 家庭児童相談員・子ども家庭児童相談員報酬
- (イ) 臨床心理士報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 母子・父子福祉センター補助金

ウ 契約事務

- (ア) 家庭児童相談システム構築業務等の委託契約
- (イ) 発達相談支援事業用車両等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

[保育運営課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 延長保育利用料

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 消耗品費
- (ウ) 保育所施設修繕料
- (エ) 企業内保育室設置者運営費補助金

ウ 契約事務

- (ア) 保育所清掃業務等の委託契約
- (イ) 領家保育所改築事業に係る仮設園舎等の賃貸借契約

エ 工事の設計・施行及び監督業務

- (ア) 領家公民館・領家保育所改築工事

オ 財産管理

- (ア) 備品管理

[保育入所課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 保育所児童保護者負担金
- (イ) 公立保育所保育料
- (ウ) 職員賄材料費等の雑入

イ 支出事務

- (ア) 講師等の報償金
- (イ) 旅費
- (ウ) 消耗品費
- (エ) 民間保育所特別保育事業費等の補助金

ウ 契約事務

- (ア) 給食業務等の委託契約
- (イ) 給食用パソコン等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理
- (イ) 郵便切手の受払い

[青少年対策室]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 青少年体験事業参加者負担金雑入

イ 支出事務

- (ア) 青少年問題協議会委員等の報酬
- (イ) 子ども自然体験村キャンプリーダー等の報償金
- (ウ) 旅費
- (エ) 消耗品費
- (オ) 西川口青少年センター階段手摺等の修繕料
- (カ) 青少年育成交付金等

ウ 契約事務

- (ア) 青少年センター管理業務等の委託契約
- (イ) 親と子の音楽会会場借り上げ等の賃貸借契約

エ 財産管理

- (ア) 備品管理

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 出納事務について

保育運営課の延長保育利用料の出納事務において、事務の執行が川口市会計事務規則どおりに行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を

徹底されたい。

2 雑入について

青少年対策室の青少年体験事業参加者負担金雑入において、川口市会計事務規則に定める期限までに収納金が払い込まれていないものが見受けられたので、適正に執行されたい。

3 支出事務について

青少年対策室の支出において、会計事務の手引きに定める期限までに支払われていないものが見受けられたので、適正に執行されたい。

第3 意見

1 委託契約について

子ども育成課の委託事業において、随意契約ガイドラインに基づく契約が徹底されるように取り組まれない。